（別紙）

お寄せいただいた御意見の概要と御意見に対する考え方

※提出いただいた御意見から一部を要約し、整理しています。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	水銀含有が「ほとんど」無くなったので、回収義務を解除、という法案の様だが、一体、公害を生んだ責任の重さを、国や企業は理解していないのではないか? 採算が採れなくても、水銀使用が 完全に無くなるまで、公害を発生させた企業および国の責任として、規制を継続すべきだ。 水俣病患者のスピーチを 環境庁職員が止めるなど、未だに 公害病を伏せよう・不問にしようという国の姿勢に、怒りを感じる。 企業利益・経済利益のために環境を破壊させない様にするのが、国の務めではないのか。	一般社団法人電池工業会の調査によると、「国内の製造業者や輸入事業者の空気亜鉛電池の無水銀化は2019年に完了している。さらに、廃空気亜鉛電池中の水銀含有率は24ppm（2025年時点）となっており、水銀がほぼ含まれていない。」とされています。そのため、廃棄物処理法に定める処理基準に従って処理することで、水銀による環境汚染のおそれがないと判断し、空気亜鉛電池を水銀使用製品産業廃棄物の対象外とするものです。 なお、水銀又はその化合物の使用に関する表示がされているものについては、廃棄物処理法施行規則第７条の２の４第３号の規定により、引き続き水銀使用製品産業廃棄物として取り扱うこととしています。 水俣病の経験と教訓を片時も忘れず、水銀による健康被害を生じさせないよう取り組んでまいります。
2	亜鉛は乾電池の負極に広く用いられていますが、同時に腐食しやすく、内部にガスが発生します。ガスの蓄積によって電池の性能が低下するだけでなく、電池の膨れ、液漏れ、破裂などの危険性も生じます。そのため、腐食を防止・抑制するために、意図的に水銀が電池に添加されています。つまり、水銀は亜鉛を含む電池の容量と安全性を守る上で不可欠な役割を果たしているのです。 特に、ボタン電池はケースが小さいためガスが溜まりにくいため、水銀が依然として含まれています。水銀に関する水俣条約の条文はこれらの要因を考慮して作成されており、「水銀含有量が2%未満のボタン型亜鉛酸化銀電池及びボタン型亜鉛空気電池」は条約第4条の禁止対象から除外されています。 しかし、円筒形電池の場合、水銀を使用しない代替手段があります。日本では、マンガン乾電池（1991年以降）とアルカリ乾電池（1992年以降）において、水銀ゼロ電池の生産を開始しています。 しかしながら、現在も水銀含有電池の廃棄物処理が続いています。これらは主に1991年以前に製造された電池と、海外で製造され日本に輸入された電池です。 EUは新しい電池規則で、電池中の水銀は 0.0005%（5ppm）以下の上限が基本になっていて、実務的には「水銀添加はほぼ成り立たない」設計です。 米国でも、EPAの説明だと「現在、水銀を含むのは主にボタン電池（button cell）と酸化水銀電池」とされ、1996年法でそれ以外の電池への水銀使用は禁止の枠組みです。 水俣条約の運用では、ボタン型の亜鉛空気電池・酸化銀電池が“例外（除外/猶予/定義問題）”として長く扱われてきた経緯があり、国によって移行のスピードが揃いません。実務上は、輸入品・在庫品・規制の弱い地域で流通した製品が混入し得ます。日本国内でも「海外製で水銀を含む電池が廃棄として来る」旨の指摘があります。 なので“主流としては”海外でも無水銀化が進んでいる、“混ざりうるか”は、流通経路次第で残る（特に輸入・古い在庫・特殊用途）水俣条約（Minamata Convention）は「全世界の一律ルール」ではなく、加盟（締約）した国・地域に主に義務がかかる国際条約です。なので、未加入（非締約）の国は存在し得ます。実際、水俣条約の公式サイト上でも、締約国（Parties）と署名国（Signatories）が別に数えられており、署名はしても批准していない＝まだ締約国ではない国があることが分かります。 ただし注意点もあって、いまは締約国がかなり多い（公式カウントで153締約国）ので、「未加入が普通」というよりは未加入のほうが少数派になりつつある、という見方が現実に近いです。それでも、電池や廃棄物では、未加入国で流通した製品や、加入国でも規制・執行が弱い／違法流通がある（金採掘などで水銀の違法取引が問題化）みたいな理由で、「日本国内の廃棄物ルートに海外由来の“想定外”が混ざる可能性」はゼロにはできません。	空気亜鉛電池であっても、水銀又はその化合物の使用に関する表示がされているものについては、廃棄物処理法施行規則第７条の２の４第３号の規定により、引き続き水銀使用製品産業廃棄物として取り扱うこととしています。
3	国内流通実態から水銀含有の可能性が極めて低い品目については、過剰な規制コストを回避する観点から対象外とすることに賛成。一方、輸入品・長期保管品等、例外的に含有の可能性が残るケースについては、メーカー宣言やロット管理等の条件付き対応で担保するのが合理的。 もちろん多くの国では対応済みなのでそれらの国には緩和してもいいと思います	空気亜鉛電池であっても、水銀又はその化合物の使用に関する表示がされているものについては、廃棄物処理法施行規則第７条の２の４第３号の規定により、引き続き水銀使用製品産業廃棄物として取り扱うこととしています。
4	環境省令で定めるものであっても、水銀又はその化合物が使用されていない製品は、政令が定める水銀使用製品産業廃棄物に当たらないと解される。 したがって、現行のままでも、水銀又はその化合物が使用されていない空気亜鉛電池は、水銀使用製品産業廃棄物に当たらないと解すべきである。 このことは、水銀又はその化合物が使用されていない農薬や医薬品などが水銀使用製品産業廃棄物に当たらないと解すべきことからも明白である。	廃棄物処理法施行規則別表第４に掲げる製品が廃棄物となったものは、水銀又はその化合物の使用に関する表示の有無にかかわらず、水銀使用製品産業廃棄物として取り扱うこととしています。 したがって、現行において水銀又はその化合物の使用に関する表示のない空気亜鉛電池は水銀使用製品産業廃棄物として取り扱うとされているところ、本改正により水銀使用製品産業廃棄物の対象外とするものです。 なお、御指摘のとおり水銀又はその化合物が使用されていないことが表示されている等、排出事業者により水銀使用製品産業廃棄物に該当しないと判別が可能なものについては、水銀使用製品産業廃棄物に該当しません。